

労務費等が明示された内訳書の提出および 労務費ダンピング調査の試行について

令和6年改正後の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入契法」といいます。)により、建設業者は公共工事の入札に係る申込みの際に、材料費及び労務費等を記載した工事費内訳書の提出が義務付けられています。また、提出された内訳書について公共発注者は適切に確認を行うことが求められています。

上尾市では、入契法及び「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」(令和7年12月国土交通省 不動産・建設経済局)を踏まえ、以下のとおり「入札時に提出する内訳書の労務費等の記載確認」及び「労務費ダンピング調査の試行」を実施します。

1 入札時に提出する内訳書の労務費等の記載

入契法第12条の規定に基づき、**原則すべての工事入札案件(単価契約等を除きます。)**で、入札時に提出する内訳書に労務費等の記載が必要となります。

入契法 第12条

建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、**入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)**を記載した書類を提出しなければならない。

入契法施行規則 第1条

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「法」という。)第十二条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。

- 一 **法定福利費** (後略)
- 二 **安全衛生経費** (後略)
- 三 **建設業退職金共済契約** (中略) **に係る掛金**

2 労務費ダンピング調査の試行

落札候補者が提出した内訳書(以下「内訳書」といいます。)に記載されている直接工事費の金額が、**一定水準(※)を下回っていた場合、労務費の適正性を確認するために、積算結果の理由の確認(労務費ダンピング調査)を行います。**確認の結果、合理的な理由と認められない場合には、国土交通省の建設Gメンに通報することがあります。

なお、**原則すべての工事入札案件(具体的な対象案件は、入札公告又は入札に関する注意事項で対象であることを明記します。)**で**労務費ダンピング調査の試行を実施**しますが、対象案件については、入札公告等において事前に明示します。

※ 内訳書記載の直接工事費に、中央公契連モデルの係数(低入札価格調査における調査基準価格の算定時に直接工事費の額に乗じる係数)を基本とします。なお、建築等工事について現場管理費相当額を明確に区分することが困難な場合については、直接工事費から現場管理費相当額を控除した上で、係数を乗じます。